

平成28年2月12日（金）

於・特許庁庁舎16階共用会議室

産業構造審議会

第7回 知的財産分科会

1. 日時・場所

日時：平成 28 年 2 月 12 日(金曜日)10 時 00 分－12 時 00 分

場所：特許庁 16 階共用会議室

2. 出席委員

大淵分科会長、飯田委員、伊丹委員、沖野委員、片山委員、菅野委員、君嶋委員、久貝委員、釘宮委員、高山委員、中鉢委員、土肥委員、中村委員、野坂委員、林委員、春田委員、亀井様（御供委員代理）、早稲田委員

3. 議題

- (1) 特許法の改正報告と職務発明ガイドラインについて
- (2) TPP 担保に係る法改正事項について
- (3) 不正競争防止法に関する最近の動きと「秘密情報の保護ハンドブック～企業価値向上に向けて～」
- (4) 知的財産をめぐる最近の動向について

1. 開会

○大淵分科会長 おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会第7回知的財産分科会を開催いたします。御多忙の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、お手元の議事次第にございますように、議題が4項目ございます。最初の議題といたしましては、昨年の職務発明に関する法改正概要と職務発明指針案について取り上げます。

次に、二つ目の議題といたしまして、T P P担保に関する特許法と商標法の改正事項について、事務局より報告の上、御議論いただきます。

次に、三つ目の議題といたしまして、昨年の不正競争防止法に関する最近の動きと「秘密情報の保護ハンドブック～企業価値向上に向けて～」について、御報告いたします。

最後に、四つ目の議題といたしまして、「知的財産をめぐる最近の動向について」といたしまして、この1年間の取組成果や最近の小委員会での検討状況等について、御報告いたします。

本日は、議題ごとに時間を区切って、それぞれの議題ごとに事務局より資料説明を行った後で、それに対する質疑応答を行う、という形で進行させていただきます。

2. 配付資料の確認等

それでは、議題に移る前に、新たな委員の御紹介、委員の出欠状況及び定足数、配付資料、本分科会の公開及び議事録の取扱い等に関しまして、事務局から御確認をお願いいたします。

○米田総務課長 事務局を務めております総務課長の米田でございます。

まず、新たに本分科会の委員になられた方々について、御紹介させていただきます。

日本弁理士会会長、伊丹勝委員。

続きまして、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント相談員協会理事・広報委員長、釘宮悦子委員。

日本労働組合総連合会経済政策局長、春田雄一委員。

以上3名の方々に加えまして、本日、御本人は御欠席でございますが、日本知的財産協

会副会長・ソニー株式会社業務執行役員 S V P 知的財産担当の御供俊元委員にも御就任いただきましたので、御報告申し上げます。

本日は、御供委員の代理として、日本知的財産協会の亀井理事長に御出席をいただいております。

なお、小林委員、竹中委員、田原委員、宮島委員、渡部委員は、本日は御都合により御欠席という御連絡を頂戴いたしております。また、早稲田委員は所用のため途中退席されると伺っております。

以上、全委員の過半数を超える17名の委員の方々に御出席いただいておりますので、「産業構造審議会令」第9条に基づき、本日の分科会は成立いたしております。

次に、配付資料につきまして、お手元の配付資料一覧がございますとおり、本資料が資料1-1の「職務発明に関する法改正の概要と指針（ガイドライン）案の概要」から資料4-2の「知的財産をめぐる最近の主な取組について」まで、枝番がございますが合わせて7点ございます。また、参考資料が2点、合わせて計9点、お手元にお配りしております。

また、議題3に関連いたしまして、委員の方々だけでございますけれども、委員の皆様のお机の上には「秘密情報の保護ハンドブック～企業価値向上に向けて～」の全文を置かせていただいております。

不足・落丁等はないでしょうか。ございましたら、お申し出いただければと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

続きまして、本分科会の公開についてでございますけれども、一般の方々の傍聴を認めることとし、特段の事情がある場合を除き、会議後に議事録と配付資料を特許庁のホームページにおいて公開したいと存じます。

また、議事録に関しましては、委員の皆様方に後日内容を御確認いただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

また今日は、マイクがそれぞれお手元がございますけれども、スイッチを押して御発言をいただくことになっておりますので、その点、よろしくお願いいたします。御発言が終わりましたら、スイッチをまたオフにさせていただくよう、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

3. 伊藤長官挨拶

○大淵分科会長 ありがとうございます。

それでは、まず初めに伊藤特許庁長官から一言御挨拶をお願いいたします。

○伊藤長官 本日は、本当にお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。また日頃特許行政全般に関しまして、御支援と御協力をいただきますことを改めて感謝申し上げたいと思っております。

年が明けてから、大変、経済全体も不透明な状況になってきて、日々激変しているというふうにご認識しております。

これからどういう展開になってくるかはなかなか予断を持って見通せないわけですが、ただ、日本経済がずっと抱えてきた様々な課題があるわけですが、やはりここはしっかり腰を落ちつけて、日本の企業の競争力の強化と、それからイノベーションをどういうふうに進展させていくかといったようなことをしっかりと取り組んでいく時期だというふうに思っております。

その礎としての知的財産権の保護と利用の強化といったようなことについては、大変重要な課題だと政府全体としても考え、取り組んでいるところでございます。

他方で技術革新の方も、AI、IoTといったような大きな流れがまた動いているという状況でありまして、これもそんなにゆっくりした動きではなく、かなり速いテンポで産業とか社会に対して影響を与えてくるというふうに思っております。

こういったような全般の中で、知財について、少なくとも毎年1回は全体としてどういう方向に進めていくべきかについて、各方面の方々から御意見を頂戴したいと思っております。本日は、先ほど分科会長から御紹介いただきましたようなテーマにつきまして、材料を出しまして、御議論いただきたいというふうに思っております。

どうぞ忌憚のない御意見をいただければと思っております。

本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

4-1 特許法の改正報告と職務発明ガイドラインについて

○大淵分科会長 御挨拶をありがとうございます。

それでは、議題に移らせていただきます。

本日の一つ目の議題について、私から、若干御説明いたします。

昨年7月に、職務発明制度の見直しを含む「特許法等の一部を改正する法律」が第189回通常国会にて成立、公布されました。これに伴い、改正特許法第35条第6項の職務発明に関する手続の指針案について、特許制度小委員会にて審議を尽くしてきたところでございます。

このたび、小委員会での議論とパブリックコメントでの御意見を踏まえた指針案がとりまとめられました。

そこで、本日は、事務局から、特許法改正の報告と、改正特許法第35条第6項の指針案について説明を行います。

それでは、資料1、参考資料1について、事務局から御説明をお願いいたします。

○中野制度審議室長 制度審議室長の中野から御説明申し上げます。

資料1、「職務発明に関する法改正の概要と指針（ガイドライン）案の概要」をご覧ください。

まず資料の説明をいたします。

資料1は、先般の特許法改正の内容と指針案の概要を説明した資料でございます。参考資料1は、小委員会できりまとめられた指針の案になります。参考資料の方は大部になりますので、本日は資料1に基づいて御説明申し上げます。

資料1をおめくりいただきまして、最初のページですが、「特許法等の一部を改正する法律の概要」というタイトルでございまして、具体的な措置事項、職務発明の活性化、特許料等の改定、特許法条約、シンガポール条約への加入という三つの措置事項がございました。

一番下の公布までの経緯と今後のスケジュールを簡単に御説明いたしますと、平成27年3月13日に改正法案の閣議決定がなされまして、第189通常国会に提出されまして、27年6月2日に本会議にて可決、7月3日に参議院本会議にて可決成立いたしまして、7月10日に公布されました。

今後の予定ですが、平成28年4月1日に改正法の施行を予定してございまして、この施行後に経済産業大臣が指針、いわゆるガイドラインを告示するというスケジュールになってございます。

次のページ、1ページと振ってあるところですがけれども、職務発明制度の見直し（今般の改正）とございまして、条文要綱というところがございますけれども、三つの柱がございまして、まず①従業者等がした職務発明については、契約、勤務規則、その他の定め

においてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、その特許を受ける権利は、その発生した時から使用者等に帰属するものとする。

それから②従業者等は、使用者等に特許を受ける権利を取得させた場合には、相当の金銭その他の経済上の利益を受ける権利を有するものとする。

それから③経済産業大臣は、産業構造審議会の意見を聞いて、相当の金銭その他の経済上の利益の内容を決定するための基準の策定に際して、使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況等について指針を定めるとございまして、この指針というのは、いわゆるガイドラインでございます。

このガイドラインについて御説明申し上げます。

ページをおめくりいただきまして、2. 改正特許法第35条第6項の指針案の概要と題されているところをご覧ください。

この指針ですが、相当の利益の付与に関する手続を定めるものでございまして、法律上は、この下の色で囲ってあるところをご覧くださいますと、基準案の策定に対して、使用者と従業者等で、まず①基準案の協議が行われます。基準案が確定しますと、②赤い四角囲いですが、基準案の社内での開示が行われます。それから、その上で、青い四角ですが、相当の利益が決定されますと、③意見の聴取が行われまして、相当の利益が確定するというのが一番大きな流れになってございまして、その指針案ではこの①②③の手続の適正な在り方について明示しているということになります。

次のページをご覧くださいますと、この三つの手続のうち、①協議でございすけれども、協議について、ポイントだけ書いてあるところを申し上げますと、協議とは、その策定に関して、基準の対象となる職務発明をする従業者等又はその代表者と使用者等の間で行われる話し合い全般を意味するということになっておりまして、協議の対象者は基準が適用される従業者等となります。

それから2の協議の方法ですが、これは今回のガイドラインの基本的な考え方なのですが、民間の自主性を尊重するというような理念がありまして、いろいろなやり方がある、それを許容していくような、そういう精神に則っております、そうしたことから、この協議の方法につきましては、特定の方法をとらなければならないという制約をしていないものではありません。

また、その従業者等全員ではなく、その代表者を通じて話し合いを行うことも、協議と評価されるということになります。

代表者が、ある従業者等を正当に代表しているという場合には、その代表者を通じて話し合いを行うこともできるわけですが、それはその従業者等が代表者に対して使用者等との協議について委任をしているというようなことがある場合ということになります。

協議の程度ですが、話し合いの結果、合意までは求められるものではないです。協議の状況としては、実質的に協議が尽くされているということが望ましいということになります。

1 ページめくっていただきまして、次は指針に定める適正な手続の概要の②でございまして、開示になります。開示は、基本的な考え方は、基準の適用対象となる職務発明をする従業者等が、その基準を見ようと思えば見られる状態にすることを意味するというように定義してございます。

開示のポイントですが、開示の対象は、言うまでもなく従業者等ですが、2. 開示の方法、これもまた特定の方法をとらなければならないという制約はございません。

ただ、例示を幾つか挙げてございまして、従業者等が見やすい場所に掲示する場合もあるでしょうし、基準を記載した書面を交付する。電子メールなどによる配信、あるいはイントラネットでの公開など、いろいろなやり方があるということを例示してございます。

開示の程度は、ここにありますように相当の利益の内容や付与条件その他について、具体的に開示されているということが必要であるとしてございます。

またページをおめくりいただきまして、5、次は③意見の聴取でございまして、意見の聴取につきましても、ポイントの2にございまして、これもやはり特定の方法をとらなければならないというふうに制約を課してはございません。また意見の聴取の時機は、あらかじめ意見を聴取した上で、相当の利益を具体的に付与するということもあり得ますし、逆に相当の利益を付与した後に意見を求めるというようなやり方もございます。

共同発明をした場合の意見の聴取の状況など、そういったケースに、複数の従業者等が共同発明した場合の意見の聴取の仕方なども、その共同発明した従業者等ごとに不合理性の判断がなされるというような形で、割といろいろな想定される事例について、ガイドラインで書いてございます。

3 番目の意見の聴取の程度ですが、これもやはり合意までは求められてはございませんが、意見に対して使用者等は真摯に対応する必要があるということで、具体的には、意見が出

た場合に、何の返事もしないとか、そういったことは、真摯な対応とは言えません。そういったことをガイドラインに書いているということでございます。

以上が大きな柱三つなのですけれども、6ページ、その他ということで、今回の法改正に伴いまして、あるいはいろいろ限界的な事例と申しますか、いろいろな事例がございますので、従業者の方、あるいは各社で使用者の方も含めて、どう基準を作っていくか迷わないように、いろいろ審議会での御議論を踏まえまして、書いてございます。

そのうちの一つが、金銭以外の相当の利益というものがどういったものかというようなことも書いてございます。

相当の利益の具体的内容でございますけれども、まず第一に経済的価値を有するもの。名誉を表すだけではなく、経済的価値を有するものである必要がある。それから職務発明をしたことを理由としていることが必要であるというふうなことを書いた上で、五つばかりの例示をしております。

使用者等負担による留学の付与、あるいはストックオプションの付与、金銭的処遇を伴う昇進・昇格、法定を超えた有給休暇の付与、あるいはライセンスといったことを具体的な内容として、例示してございます。

7ページ目ですが、新入社員や退職者といったケースについても、新入社員につきましては、当然、入社したときには既に基準があるわけでございますけれども、それについては使用者等と新入社員との間で基準に関しての話し合いを行うことが望ましい。あるいは退職者については、相当の利益を退職後も与え続けるということだけではなく、退職時に相当の利益を一括して与えることも可能であるというふうに定めてございます。

1ページめくっていただきまして、そのほか、基本的には企業の職務発明規程に関するガイドラインを基本としておりますが、大学、あるいは中小・零細企業のようないろいろな組織がございますので、例えば中小企業については、その規模に応じた簡易な手続も可能ですというふうに、柔軟に書いてございます。また、大学においても、大学固有の組織の在り方に応じて協議してくださいというようなことを書いてございます。

最後の参考ですけれども、参考1、参考2ですが、職務発明に関する具体的な御相談の窓口というのを「知財総合支援窓口」というのを御用意してございます。

私からの説明は以上になります。

○大淵分科会長 御説明をありがとうございました。

指針案につきましては、既に学者、産業界、労働界、研究者等に、委員として御参加い

ただいている小委員会にて、十分に議論を尽くしてとりまとめられた案になります。

委員の皆様からの特段のコメント等がなければ、こちらの指針案で御承認いただけるということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○大淵分科会長 異議なしということで、ありがとうございました。

改正特許法第35条第6項の指針案につきましては、御承認いただいたということで、指針案についての議論を終了いたします。

なおこの指針案は、改正法施行後、改正法第35条第6項に基づき、委員の皆様にご確認いただくことになっておりますが、改正法施行後の指針案と本日の指針案に変更の予定はございませんので、改正法施行後、書面審議という形式にて行いたいと存じます。

具体的には、後日御連絡させていただきますので、御承知おきいただけますと幸いです。

4-2 TPP担保に係る法改正事項について

○大淵分科会長 それでは続きまして議題2「TPP担保に係る法改正事項について」という議題に入りたいと思います。

まずは、資料2-1と2-2について、事務局から御説明をお願いいたします。

○中野制度審議室長 引き続きまして制度審議室長の中野の方から御説明申します。

まず資料ですが、資料2-1は、特許法についてTPP協定の概要と担保の在り方について説明した資料でございます。資料2-2は商標法についてTPP協定の概要と担保の在り方について説明した資料になります。本日はこの資料2-1と2-2に基づき御説明申し上げます。

資料2-1をご覧ください。

表紙をめくっていただきまして、TPP協定におきまして、特許法関係では、二つ定められてございます。

一つは、いわゆるグレースピリオドを12か月とするということの義務付け。それから二つ目が期間補償のための特許権の存続期間の延長制度の導入の義務付けでございます。

1ページめくっていただきまして、まずそのグレースピリオドの方でございますけれども、特許法では、現行法におきましては、特許出願前に既に公表されている発明は、新規

性がないものとして権利化することができないのが原則でございますけれども、公表から6月以内に出願した場合について、例外として救済する措置を規定しているところでございますが、この6月というのが、今回のTPPの協定を踏まえまして、12か月に延長されるというのが1点目でございます。

次、めくっていただきまして、もう一つの期間補償のための特許権の存続期間の延長制度というものでございますが、これは、これまで現行法におきましては、期間補償のための特許権の存続期間の延長制度というものは、存在はしてございませんけれども、特許権の存続期間は、原則、出願から20年で満了するため、権利化までに時間がかかった場合には、その分の権利期間が短くなるということになります。

TPP協定におきましては、「不合理な遅延」の補償という、期間の延長ということが定められてございまして、特許出願の日から5年を経過した日、または出願審査の請求があった日から3年を経過した日のいずれか遅い日以後に、特許権の設定の登録があった場合に、特許権の存続期間の延長ができる制度を設けるということになります。また、その延長登録出願により、特許権の存続期間を延長することができるということで、当該延長登録出願について、審査官が審査を行うことになります。

1ページめくっていただきまして、このTPP協定上の「不合理な遅延」という考え方ですが、協定上はどのようになっているかというのを、ここに御説明してありますが、不合理な遅延は、以下の、この(1)(2)(3)とあるところにつきましては、遅延の決定において、控除することができる。延長の期間から外すことができるということになります。

それは第一に、特許を与える当局による特許出願の処理または審査の間に生じたものではない期間、第二に、特許を与える当局が直接の責めに帰せられない期間、それから第三に特許出願人の責めに帰せられる期間、こちらの方は控除することができるということになります。

具体的に少し例を申し上げますと、特許出願の処理または審査の間に生じたものではない期間といいますのは、拒絶査定不服審判や審決取消訴訟、行政不服審査の期間などがございます。それから特許を与える当局が直接の責めに帰せられない期間、あるいは特許出願人の責めに帰せられる期間として例示を挙げてございますが、天災等による手続の中止期間や、出願人の破産等による手続の中断期間、こういったものが控除されるということになります。

6 ページ目、1 ページめくっていただきますと、こういった制度を国内法で整備することによりまして、知的財産権の保護と利用のレベルが必ずしも高いとは言えない T P P 域内の新興国におきまして、こうした制度が整備されることにより、我が国企業が進出したときに、海外の事業展開が促進されるという効果が期待されるということになってございます。

続きまして、資料 2-2、T P P 協定上、商標法についても規定がございます。資料 2-2 の表紙をめくっていただきまして、商標法に関係するところの T P P 協定概要は、商標の不正使用につきまして、法定の損害賠償または追加的な損害賠償の制度を設けるということが定められてございます。これを国内法、商標法で担保するということとなります。

次のページですが、T P P 協定の担保の在り方、3 ページ目ですけれども、現行の損害賠償制度は、まず民法の損害賠償の一般規定がございまして、侵害者は生じた損害を賠償するというのが、まず基本となりまして、その上で商標法におきまして、第 38 条で、立証負担を一定程度軽減する規定が書かれてございます。第 1 項、第 2 項、第 3 項とございます。

今回の民法の「生じた損害を賠償する」という原則を踏まえての T P P の担保の考え方にに基づきまして、平成 27 年 11 月 25 日に、T P P 総合対策本部決定におきまして、商標不正使用に対する民法の原則を踏まえた法定の損害賠償制度等に関し、所要の措置を講ずると決定されまして、具体的にこの方針に基づきまして、検討を進めてきたところでございます。

次のページでございますが、4 ページ目で、そういう本部決定の方針に従いまして考えたときに、まず民法の原則、生じた損害を賠償するという原則を踏まえるということになりますので、追加的な損害賠償ではなく、法定の損害賠償の方を我が国としては選んで、これに関する規定を整備することとしております。

具体的な措置ですけれども、商標の不正使用による損害の賠償を請求する場合において、当該登録商標の取得及び維持に通常要する費用に相当する額を損害額として請求できるというような、この規定を現行の第 38 条 1 項、2 項、3 項に追加して、4 項目として、こういった規定を設ける方向で検討しているということでございます。

以上です。

○大淵分科会長 御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明を踏まえ、御質問や御意見はございますでしょうか。

それでは林委員、お願いします。

○林委員 ありがとうございます。

まずT P P協定を担保するための今回の法改正の審議の在り方について、1点御質問と、それから内容について、商標関係について御質問させていただきます。

T P P関連のこの法改正を、このように進めざるを得ないということは重々、諸般の事情は理解するところでございますが、11月にこの大綱で方針が決まって以降、今回の知財分科会で一回審議して、このまま法案提出ということになるのかどうか。その点については、一言異議を述べさせていただきたいと存じます。

2点目、内容なのですが、商標法改正の方は、著作権法の改正と同様に、この法定賠償を、民法の原則を踏まえて、法定の損害賠償に関する規定を整備するということで、填補賠償の範囲内とするという点については、異論のないところでございますが、既存の条文との立付けの関係について、確認させていただきたいと思います。

特にこの資料2-2のスライドの4ページのところ、「具体的には、商標の不正使用による損害の賠償を請求する場合において、当該登録商標の取得及び維持に通常要する費用に相当する額を損害額として請求できる規定を追加する」という、この新しい新4項になるのでしょうか。これと現状の3項の条文、スライドの6ページにございますけれども、「その登録商標の使用に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭」という、この3項との関係、3項の損害の中にあるのか、外にあるのか、その点を確認させていただきたいと思います。

○中野制度審議室長 ありがとうございます。

ただいまの御質問につきましてですが、第1項、第2項、第3項に追加して、第4項となる形でございます。

それで、これまでこの第1項、第2項、第3項につきまして、一応その4項で加えて、この規定が入るということでございますので、仮に、権利者が新4項に従って請求し、かつほかの残りの3項に基づいて請求することも可能だとは思いますが、それは、恐らく個別の事案に基づいてなされるというようなことになるかと思えます。

よろしいでしょうか。

○林委員 その前提でもう一点だけお伺いしたいのですが、その場合、新4項での当該登録商標の取得及び維持に通常要する費用に相当する額というのは、3項と同様に裁判所が判断するものだと理解しておりますが、そうであるとすれば、この新4項において、「通

常」という2文字は必要なものでしょうか。

○中野制度審議室長 ありがとうございます。

まず当該登録商標の取得及び維持に通常要する費用というふうに書いたときに、念頭に置いていたものでございますけれども、まずその商標の取得というのは、出願料、法定されている出願料、それから維持というのは登録料を念頭に置いてございますけれども、通常と加えましたのは、取得及び維持に通常として、出願料と登録料は基本あると思うのですけれども、その他もろもろの費用が個別の事案に応じて加わることも否定しないというような考え方で、そこは個別の事案に応じて裁判所で御判断いただく余地を残すというようなことで、通常要する費用としたものでございます。

○林委員 過去にこの3項の法改正においては、その「通常」の2文字が損害額の低止まりに流れる傾向があるということで、「通常」の2文字を削除したという経緯もございませぬ。今後の検討の中で、文言については、十分に検討されるべきではないかと思ひます。以上です。

○野坂委員 T P P交渉がようやく合意したということをお大変評価しております。知財関係についても、知財で稼ぐ、そしてまたT P P加盟国、特に新興国でありますけれども、日本の権利が不当に侵害されることのないように、新興国との制度調和を図る、大変意義深いと評価しております。

本日、説明があった特許法の改正、商標法の改正、これもそういった日本の競争力強化、あるいは権利の保護という意味で、妥当なのだと評価しております。

ただ、質問したいことがございませぬ。まず商標法ですが、後ろの参考資料の説明が、本日はありませんでした。参考資料を見ますと、現行の商標権の侵害に関する現状ということで、説明資料がついております。インターネット上の権利侵害だとか、定性的なことはそうなのだろうと理解します。一方で、例えば8ページにインターネット上の権利別模倣被害率の推移と出ています。

しかし、実際、なかなか難しいのかもしれませんが、商標権の侵害による被害の実態、金額ベースでは、役所としてもデータを持っていらっしゃるのかどうか。追加で説明していただきたいと思ひます。

と申しますのは、今、林委員が質問されていた損害賠償を請求する場合の相当額の書きぶりとも関連しますけれども、通常要する費用に相当する額というのは、ひよっとすると恐らく被害額、損害額に比べると、かなり低いレベルになるのではないかなと思ひます。

それゆえに、先ほど通常という言葉を入れることによって裁判所の判断、個別事案における判断の解釈の余地を残すという狙いかなと思うのですが、それも含めて、全体像の被害の実態とその関連について、追加で説明していただければと思います。

○中野制度審議室長 お答え申し上げます。

今、御指摘のありましたように、商標権の侵害に関する現状は、参考資料2で御指摘いただきましたように、インターネット上で侵害が、商標は多いというふうな実態が一つございます。

それでT P Pの協定上は、そこに鑑みまして、商標に関して、法定の損害賠償制度または追加的な損害賠償制度というのが要請されたということになります。

被害の実態なのですけれども、インターネット上のというものの限定というよりは、商標一般ということで、手元の資料でお答え申し上げますと、特許庁の方で調べたところ、平成17年から26年において、裁判所で損害賠償額の認容された額をざっと、平成17年から26年になりますが、数えて調べてみたところ、1億円以上10億円未満というのも5件以下ですけれどもございまして、また、大体100万円以上500万円以下というのが25件弱、20件は超えてございます。それから500万円以上1,000万円以下というのが大体10件ぐらい。1,000万円以上5,000万円以下というのが10件弱ぐらいということになってございます。その一方で50万円以上100万円以下というのが五、六件、また5万円以上50万円以下というのが10件弱、それから5万円以下というのも5件程度というように、億の単位から5万円以下とか、非常に事案によって、ばらけているというふうな実態になってございます。

○早稲田委員 私も商標法の方ですけれども、今まで38条3項でライセンス料損害額としているというところで、今回、T P Pの関係で法定賠償が入って、かつ、民法の原則を踏まえたという条件があるというところで、4項をお作りになったという、非常に苦勞されて作られたのかと思ったのですけれども、ライセンス料はもう既に請求できるということで、3項だけではなくて、あえて4項を作られた御趣旨をもう少し御説明いただければと思います。

○中野制度審議室長 ありがとうございます。

3項ですけれども、ある意味、3項も割と立証負担の軽減ということで、具体的に書いてございまして、そういった意味では、法定の損害賠償制度と呼べるのではないかと、そんなような御指摘かと思えます。

私どもも、そのような考え方も十分あり得るとも思っておるのですけれども、更に国

内担保をしたと明確にするために、ほかのT P P参加国の例とかを見ましても、賠償制度の下限であったり上限であったりを設けているところがございまして、一定の範囲を定めているようでございます。

そういった観点から言うと、現行第3項は、立証負担の軽減をさせるという意味では、法定と呼べなくもないものの、範囲がないものですから、この範囲をある程度定めることで、確実にT P Pを我が国として担保したというふうにしたいという考え方にに基づきまして、今回、4項を定めたということになります。

○早稲田委員 ありがとうございます。

○土肥委員 ありがとうございます。

T P Pの法定賠償制度に関しましては、商標と著作権について、かつ商標に関しては不正使用、カウンターフィッティングで特定された、そういう制度ということで求められておるわけでございます。

先ほど来から、この点について質問あるいは意見が集中しておりますけれども、例えば著作権の場合だと、この問題は非常に時間をかけて議論しております。商標に関しては、本来、こういう話は商標小委を開いていただいて、慎重に議論していただくということが、本当は必要だったのではないかと思います。

先ほど来から出ておりました新4項の「通常」というようなところは、例えば不正使用というその観点から、整合性がどのぐらい強いのかというのは、感じておりましたけれども、これがあることによって、商品区分が複数にまたがったり、あるいは一つにとどまったり、いろいろ侵害の形態も考えられますので、そういう点では、この「通常」があるということによって、意味があるのではないかなというふうに、聞きながら考えたわけであります。

しかしながら、いずれにしましても、特に商標に関しては、カウンターフィッティングという、この関係で求められるとすれば、この出願料、登録料との関係で制度を構築していくということが、どのぐらい説明としては可能なのか、というのが少し気になるところでございますので、私の要望としては、こういう重大なことにしましては商標小委を開いていただきたいというのが一つある。

しかし、それができない場合はこういう重要なといいますか、より重い会議体において検討していただくというのは、非常に結構だというふうに思いますけれども、今後、こういう場面も出てくるであろうと思いますので、十分考慮していただきたいと思います。

「通常」に関しては、大体そういうふうと考えておるところでありますけれども、「通常」というのは、そういうようなところで使えるというふうと考えられるのかどうか。この点を質問させていただきたいと思います。

以上です。

○中野制度審議室長　まず土肥先生、それから林先生からも御指摘を受けました、その審議について商標小委で御審議いただかなかったことについては、おわび申し上げます。

大筋合意と急に決まりました、私どもの方で、御審議いただくのに十分な考え方の整理というのが、なかなかできないまま時間がたってしまったため、それでこういった分科会という形で御審議いただくということになりました。御理解いただければと存じます。

それから「通常」という先生の御指摘につきましては、私どもとしては、今、お話を伺いまして、そういう考え方があり得るのではないかというふうに思います。

○君嶋委員　君嶋でございます。

38条に1項加えるという点について、先生方から「通常」の解釈についての御指摘がございましたけれども、私がこの条文を見たときに、最初にこういうふうに解釈されるのかなと理解したのは、この商標の取得・維持に関して、通常必要な費用ということになりますと、弁理士費用などを想定するのではないかということでしたが、ほかの委員の先生方のお話を伺っていると、必ずしもそのように皆さんが解釈されるとは限らないのかと感じましたので、ここの解釈に関して、もう少し詰めていく必要があると感じました。

権利者の方からしますと、商標権の侵害の損害を主張する場合に、38条の現行法ですと、どの項に基づいても、実際に何個売ったのか、幾らで売ったのかということ、ある程度証明できないと、結局、損害額が低く算定されてしまうという問題がありますが、4項の規定によりまして、侵害者がどのぐらい売ったのかということの立証が、極端な話、1個だけ売ったということの証拠を出しても、この4項に基づいて、最低限の費用を請求できるということになるのかなと。

それは権利者にとってはメリットかと、条文のみを見て、解釈しただけですので、これが果たしてよい解釈なのかというのは、今後私自身も熟考しなければなりませんし、社会での必要性ということも出てくるかと思いますが、立証の軽減ということからは、権利者にはメリットがあるかなと、このように考えました。

以上でございます。

○大淵分科会長　ありがとうございました。

様々御議論いただき、いろいろな御意見がございましたが、方針といたしましては、本日、事務局から御説明のございました方向性でよろしいでしょうか。

それでは、特に御異論はないということで、ありがとうございます。

4-3 不正競争防止法に関する最近の動きと「秘密情報の保護ハンドブック～企業価値向上に向けて～」の報告

○大淵分科会長 それでは、次に三つ目の議題に移らせていただきます。議題3につきましても、最初に事務局から資料説明を行った後、それに対する質疑応答を行う予定です。

それでは最初に資料3-1と3-2について、事務局から御説明をお願いいたします。

○諸永知的財産政策室長 経済産業省の知財室長の諸永でございます。

お手元の方に資料3-1、3-2というふうにお配りさせていただいております。そしてあと、本日、委員の方々の机上の方には、今週月曜日、2月8日に公表いたしましたハンドブックというふうなものも置かせていただいております。

まず一つ目でございますが、この1年間の不正競争防止法関係の最近の動きといったところを御紹介させていただきたいと思っております。資料3-1に沿って御説明いたします。

まず昨年、この場でも御報告いたしました改正不正競争防止法といったところが、昨年7月10日に公布いたしまして、そして今年1月1日から施行というふうになっております。そしてそれに伴いまして、様々な相談体制の強化とか、そんなところを行っていますので御紹介したいと思います。

まずこの建物の2階にございますけれども、I N P I Tの方で営業秘密に特化した相談窓口といったところも、新設というか追加で設けさせていただきました。

そして1年間の相談件数なんですけれども、240件といったところを超えております。これも最初の半年ぐらいのところは、やはりこういうような取組を始めたというような周知活動といったところで、なかなか件数自体が増えていくといったものではなかったのですが、昨年の後半のところは、寄せられる相談件数も増えてきています。

そして相談の中身なのでございますけれども、もともと考えていたような中小企業の方々からといった相談件数が、やはり半分を超えるといったところがございますが、中身としても、どうやってまず営業秘密といったものを分ければいいのか。そしてそれをオープン・アンド・クローズといったところで、どう特許のような形で出願するのか。若しくは守るのか

といった御相談であったり、そしてどういうふうな形で、保護であるとか管理といったところを行っていけばいいのかというふうな相談が多いというふうに伺っております。

それらのところの対応をまだ、今のところ、弁護士の方への相談といったところにとどまっておりますけれども、今、その下、この後御説明しますが、警察との連携といったところも深めているところがございますので、今後は警察への相談といったところに関しても、この I N P I T などにまず相談いただいてといった件数も、増えてくるのではないかとこのように思っております。

そして、その下、警察との連携でございますが、この1月1日から施行される部分に関して、特に営業秘密保護対策官といったところを、各都道府県の都道府県警察本部の中に、1人以上設けていただきました。これはやはり営業秘密といったところが、例えば何とか警察署といったところに行っても、専門に御担当いただいている方がいらっしゃいませんので、なかなか警察との相談といっても、すぐに御相談された方、警察の方も詳しくなかったりする場合があるのですけれども、この1月1日からは各都道府県警の方に1人ずつ、こちらの方を常に見ている方がいらっしゃるという状態になっております。

このようなことで、各都道府県警の方においても、何とか企業の方々との連携を深めていきたいといったところで、今、地方の、例えば企業の方が集まるようなセミナーであるとかシンポジウム、こんなところにも、もちろん経済産業省もお邪魔するとともに、警察、各都道府県警のこの保護対策官の方もお邪魔するようなところで、例えばセミナーに登壇させていただいたり、そして名刺交換などをさせていただくようなところで、まず一生懸命、企業の方との接点を広げていきたいという形で、警察の方も動き始めております。

そして三つ目でございますが、それに向けて、企業の方でどのような対策をとればいいのかといったところで、「秘密情報の保護ハンドブック」といったところを、この2月8日の日に発表させていただきました。

詳しくは、お手元の3-2という青い表紙の部分で御説明したいと思います。

まず1枚おめくりいただきまして、ページ1枚目でございます。

こちら、昨年のこの場でも御紹介しましたが、まず営業秘密に関して、不正競争防止法の公的保護を受けるレベルといったところを、営業秘密管理指針といった形で昨年1月、どのような秘密管理を行っていれば、営業秘密に該当するのかといったところの指針を定めております。

今回定めていくところは、旧指針、昨年1月より以前の指針においては、指針自体と更

に対策といったものがセットになっていたのですが、指針の部分では、まず最低限の営業秘密として法的保護を受けるレベルといったところにとどめさせていただきまして、さらにその営業秘密というよりも、秘密情報、営業秘密よりもっと広い概念で、企業の中に情報をとどめておくというふうなものの管理体制をどのようにしていけばいいかというふうなベストプラクティスを集めたようなものを、ハンドブックという形で、このたび公表させていただきました。

こちらの方なんですけれども、下の検討の経緯といったところで、まず経産省内にその検討を行っていくような研究会を立ち上げてまして、そしてこちらの分科会の更に下部の組織でございますけれども、営業秘密保護・活用に関する小委員会といった場で御報告させていただきまして、昨年末より、パブリックコメントをかけさせていただきまして、この2月8日に公表させていただきました。

具体的な中身なんですけれども、2ページ目をご覧ください。

今回、この対策といったところで、まずやはりその情報漏えいの経路という形で、従業員の方であったり、若しくは従業員を辞められた退職者の方であったり、そして取引先であるとか、あとネット上の不正なアクセスというふうな外部といったところからの漏えいのルートが多いのですが、そんなところに、それぞれ誰向けの対策ですかといったところに加えて、それぞれの対策を目的ごとに整理させていただきました。

その対策自体は、何のためにやるのですかといったところを示すことによって、例えば企業の方でも、このハンドブックに書かれた対策を、全て対策をとるといったところは、重複するものもございますので、なかなか難しいところがございますが、それぞれの企業の状態に応じて、取捨選択というか、できるところから始めていただくという意味で、対策の目的といったところを整理させていただきました。

まず左側の部分で、物理的・技術的な防御といったところで、まず接近の制御、近寄りにくくするというふうなところですね。アクセス権のない人にその情報を渡さない、見せないというところの一つ目の対策。

そして二つ目が実際にその秘密を持って、その情報に接した方が持ち出さないというふうなところの持出し困難化というふうな対策を御紹介しております。

そして三つ目、四つ目でございますが、右側の方で、まず何か悪いことをしようと思っただ人が「でもやはり見つかるからな」といったところの視認性を高めていくというふうなところを御紹介しております。

そして4番目が、秘密管理性といったところに関わってくるのですが、秘密であることが、しっかりと当事者同士が認識していくというふうなところの御紹介をしております。

そして五つ目といったところが、下の方にございますけれども、企業に対して、そういうふうなことを、帰属意識を高めていこうといったところで、信頼性を高めていく。若しくは取引先であっても、お互いの信頼関係を高めていくといったところの取組を御紹介しております。

そしておめくりいただきまして、このハンドブックの流れでございますが、今のような対策を行っていくといったところの3ページ目でございますが、そもそも対策を打っていく前に、企業内におきます情報の洗い出しというか、企業内にどういうふうな情報があるのかといったところの整理を行っていただきたいといったところを、Aで御紹介しております。

そして二つ目が、それを秘密として管理を行うのか。若しくは公開なりオープンといったところでやっていくのかといったところの御紹介をしております。

そして先ほど御紹介したような対策をCといったところで、対策を選択していくというふうなプロセスを御紹介しております。

そして、更に今回のハンドブックの方で追加いたしましたところが、下の方にX、Y、Zとございますが、もう一枚ページをめくっていただきまして、4ページ目でございます。

今までのハンドブックといったところは、自社にもともとある、自社が生み出したような情報に関してだったのですが、やはり大事なところで、取引先を含めて、若しくは共同研究先を含めて、他社の情報に関しても、しっかりとした保護を行っていただきたいというふうな意味で、他社の情報に関しても御紹介しております。

そして、Zといったところで、もしも、万々が一、情報漏えいに気付いた場合、どういうふうな対応をとればいいのか。初動といったところ、若しくは検知の仕方といったところに関しても御紹介をしております。

そしてXといったところで、これはやはりこういうような対策を企業にとっていただくときに、経営層の関与といったところが非常に大事になるといった点と、そして横断的なチーム、知財の関係の方、法務の関係の方だけではなくて、やはり営業マンであったり、若しくは技術関係の研究の方であったりといったところも含めて、意識を高めていただきたいといったところで、横断的な組織が必要といったところをまとめております。

そして参考資料といったところで、契約のひな形であるとか、相談窓口、先ほど申し上げた県警本部の連絡先の一覧といったところなどを、御紹介しているところがございます。

そしてハンドブック自体でございますが、中に幾つかコラムのような形で、企業の取組の事例を御紹介しております。

今日、その中でも分かりやすいものといったところ、7ページ目、8ページ目、9ページ目といったところに、中小企業の方で取り組まれた事例を御紹介しております。こちらの方は、やはり中小企業の方で我々、営業秘密と言ってお話を始めても、「うちは特許も出していないし」というお話もいただくのですけれども、やはり秘密情報、営業秘密といったところって、特許など知財権を有しているというよりも、もっと広い概念で顧客の情報であったり、技術のノウハウといったところがございますので、多分、企業活動を行っているところで、ない会社というのではないと思っていますので、そんなところで是非管理をしっかり行っていただきたいといったところ、ここで御紹介しているものは、その管理をしっかり行った結果、業績の向上につながったというふうな事例を、ものづくりの観点で、一つ目が金型のプレスの方で、取引先にもサンプル品を渡さないといった契約をしっかり行っていますとかの御紹介であったり、若しくはメンテナンスのサービスを行っている方といったところが、二つ目の事例であったり、そして3番目が洋服、衣類のクリーニングで、もっと進化したケアメンテといったような形で行っている方々のノウハウを、従業員の方にもブラックボックス化して、しっかりと管理を行っているというふうな事例を御紹介させていただきました。

このようなところで、やはりハンドブックを出すからには、どんどん使っていただきたいといったところで、お手元の方にも参考までに配っていますけれども、赤い参考資料2といったところで、まずどこから始めればいいのかといったところを、中小企業の方であるとか、我々がいろいろなところを回っていくときに、お持ち帰りいただくような形で、我々のハンドブックの索引のような形で使っていただきたいといったところでお配りしているところです。

このようなことを通じて、しっかりと、引き続き営業秘密の保護、そして秘密情報の保護といったところを高めていきたいと思っていますので、御協力などもいただければと思います。

以上でございます。

○大淵分科会長 ありがとうございます。

それではただいまの御説明に関しまして、御質問がありましたらお願いいたします。

○中村委員 ものづくりの立場からお話ししたいと思います。

これは大変大事だと思います。特に中小企業というのは、この特許というのをよく分かっておりませんが、せめて特許はすごいということは分かってもらいたい。この機密情報というものも、機密情報と違っていなかったという場合があります。アイデアもすごいのですが、作るためのノウハウというのも非常に大事です。それから企業間同士では一体あの装置は何台ぐらい売れているのだろう、どんな技術がどうなっているのだろう。そういったところが知りたいわけなので、社員自身が、それはどこまで話していいかどうか。このハンドブックがあるということは、非常に中小企業としては、営業秘密の保護の面で大事だと思います。

一応、そう感じましたので、述べます。

○御供委員代理（亀井氏） ありがとうございます。

分科会長から、質問があればということでしたが、今、中村委員の御発言に触発されて、質問ではなくて、まず法改正の過程、それからその後のフォローアップもしっかりやっていただいていますし、その過程でも産業界の意見をいろいろ取り入れていただいています、非常に有り難く思います。

索引というふうにおっしゃいましたが、大部なハンドブックですので、立ったままにならないように是非、企業経営者、特に中小企業の皆さんがこれを活用していただけるように、プロモーションといいたいでしょうか。是非フォローして、今も企業セミナーなんかに御参加いただいておりますけれども、是非続けていただければと思います。

知財協会としても、是非そういう機会をまたお願いしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○伊丹委員 伊丹です。

私も、今の亀井様の御意見と大体同じなんですけれども、この「秘密情報の保護ハンドブック」、非常に素晴らしいものを作っていただいて、中小企業の個別的な事例も入っているということで、これは我々、日本弁理士会としましても、是非中小企業をいろいろと指導していく中で、こういったハンドブックの活用、促進に向けた取組をしてまいりたいと思います。そのために是非効率的に、中小企業に対して、こういった普及活動ができるような協力といたしますか、経済産業省も含めてご協力をお願いしたいと思います。

それと、先ほどの話に戻ってしまいますけれども、職務発明のガイドラインにつきました

でも、個別的な中小企業や大学の事例なども含めた案になっておりまして、我々としても今後、この職務発明の規定の普及、特に中小企業の普及に向けて、会員の指導に当たっていきたいと思います。こちらについても、特許庁と協力しながら、全国展開をしていきたいと思いますので、是非よろしくお願いします。ありがとうございました。

○野坂委員 やはり大変ハンドブックはすばらしいと思いますけれども、ほかの委員がおっしゃられていたように、この大部なもの、このA3のこのペーパーと二本立てなのだと思うのです。

幅広く営業秘密、秘密情報の保護について、いろいろなレベルの従業員、あるいは経営者トップまで分かりやすくアピールすることと、更に専門家というか、企業の担当者レベル向けの細かい規定、これらのハンドブックは二本立てで分かりやすさ、そして周知徹底するツールとして使っていただきたいと思います。

質問が一点あります。こちらの資料3-2に、具体的な企業の名前と事例が出ております。大変、先進的な事例で参考になりますけれども、このそれぞれの具体的なケースは、ハンドブックにも触れていらっしゃるのですか。それを確認したいと思います。

そしてまたハンドブックに書かれているいろいろなノウハウがあります。恐らくいろいろな産業界、企業で、ノウハウを共有化して活かしていくことが大事だと思っておりますが、一方でまた共有化を超えるような個社ベースの努力も必要なのだと思います。

いずれにしても、日々、いろいろ取り巻く環境が変わっていくわけでありまして、これを一回作れば終わりということでは恐らくないのだと思うのです。数年、どれだけのタームか分かりませんが3年、5年あるいは10年たつて、当然、世の中の動きに合わせた見直し、リバイスが必要であろう。そういったことも視野に置きながら、とにかくこの普及、周知徹底を図って、よりよく運用されるように期待しております。

○諸永知的財産政策室長 ありがとうございます。

各委員の方々からも、普及が大事といった御意見もいただいておりますので、我々も普及に努めていきたいと思っております。

そして野坂委員から、今、いただきました参考の事例なのですが、この我々のPR資料といったところには、個社の名前を出させていただいております。同じ内容に関しては、実はこの分厚い方の本文の方にも、中身は記載しておりますが、個社名に関しては落としております。

というのも分厚い方には、ここの三つの事例以外の様々な事例も載せているのですが、

その幾つかに関しては、企業の方々からは、企業名を出さないでとって伺っているものも多いので、この分厚い方には、この3社も含めて企業名は出ていません。

○飯田委員 ハンドブックについて、他社の情報の保護というところを新たに入れられたということで、大変意義があると思うのですが、例えば参考資料2のところには、その論点が抜けていると思うので、当該論点の重要性を理解していただくために、強調した方が良いのではと思います。

もう一点、先ほどからお話にあるように、このハンドブックは大変分厚い内容になっているので、全部読み込むことは難しいと感じます。現在大学における秘密情報の取扱いについては、経産省の大学連携推進室で、大学向けのハンドブックを作られています。例えば中小企業向けにもう少し簡易版のようなものを作られる御予定があるか御教示いただきたいと思います。

○諸永知的財産政策室長 御指摘ありがとうございます。

正に我々も中小企業の方々向けに、この1枚物と分厚い物、ちょうど間のような、もう少し簡単に組み、そして辞書的に使っていただく意味で、この分厚い方を御紹介できるような形で準備したいと思っております。よろしくお願ひします。

○君嶋委員 大学における秘密情報の管理・保護に関してでございます。大学あるいは研究所というのは、研究成果の発表、あるいは他の研究者による検証や改良を経て、科学の発展に役に立つという部分が大きいわけですが、一方で、企業等との共同研究などで、研究成果をより社会に還元できるように、大学も努力しております。共同研究先等との関係上、あるいは研究成果のプライオリティーを確保するために、やはり秘密管理ということが必要になってくるわけです。大学の中で秘密管理が重要になるとともに、あくまでもそれは研究の発表や発展の一環として、あるいは社会に研究成果を普及させるという見地からの秘密管理であるということで、大学としてもその部分を工夫していきたいと思ひますし、あるいは社会でもそういう目で、是非不正競争防止法の解釈・運用をしていただけるとよいと思ひます。

意見でございますが、よろしくお願ひいたします。

○諸永知的財産政策室長 ありがとうございます。

大学における営業秘密というか、秘密情報の管理に関して、正に今、別のチームで検討を始めたところなので、先生の御意見もお伝えしたいと思ひます。

4-4 知的財産をめぐる最近の動向について

○大淵分科会長 それでは、時間も押しておりますので、最後の議題に移らせていただきます。

議題4につきまして、最初に事務局から1年間の取組成果及び知的財産をめぐる最近の主な取組について、資料説明を行った後、それに対する質疑応答を行います。

それでは、資料4-1と4-2について、事務局から御説明をお願いいたします。

○前田企画調査課長 企画調査課長の前田でございます。

それでは、議題4につきまして御説明申し上げます。

資料でございますけれども、このZ折り、A3の資料4-1というもの、それからパワーポイントで資料4-2というものを用意してございます。

まず私の方から、資料4-1に基づきまして、1年間の取組等につきまして総論的に御説明させていただきまして、後ほど資料4-2に基づきまして、個別に各担当から少し詳しく御説明申し上げます。

資料4-1を見ていただければと思いますけれども、ここのタイトルにございますとおり、私どもは企業活動の変化でございますとか、国際的な環境変化を踏まえつつ、「世界最高の知財立国」の実現に向けまして、各種施策を実施してまいりました。

資料4-1におきましては、この1年のそれらの取組につきまして、三つの束に分けて整理してございます。

まず我が庁のコアビジネスでございます権利付与に関する取組を左側、Ⅰ．世界最速・最高品質の知財システムの実現として整理してございます。次に地方創生、中小企業育成という観点から、幅広い支援を行っておりますけれども、それらにつきまして右上、Ⅱ．地域中小企業等への知財支援として整理してございます。更に右下でございますけれども、企業のグローバル化を支援する取組といたしまして、Ⅲ．知財システムの国際化の推進として整理してございます。

それでは、左上に戻っていただきまして、少し個別に御説明を申し上げます。

まず一つ目、1．審査の質向上に向けた取組でございます。私どもの審査結果が諸外国でも尊重され、また紛争の際にも無効とならないようにするための品質管理でございますとか、ユーザー評価、審査品質管理小委員会からの御提言等に基づきまして、種々の取組を実施しております。これにつきましての詳細につきまして、後ほど御説明申し上げます。

す。

2. 特許の施策成果でございます。おかげさまで、任期付審査官を約100名、継続して確保することができました。権利化までの期間短縮に取り組んでおるところでございます。

先ほど、T P Pで請求から3年以内に権利付与というお話がございましたけれども、権利付与まで3年以内の割合は12年末で80%でございましたけれども、15年末で99.6%となっております。これには、先ほど話にありました除外期間を含んでおりませんので、ほぼ100%、3年以内に権利付与が行われているかなというふうに考えているところでございます。

続きまして二つ目の三角、基準関連でございます。予見可能性、透明性を更に高めるという観点から、全面改訂を行いまして、10月に公表したところでございます。これにつきましても、詳細は後ほど御説明申し上げます。

さらに特許権の早期安定化の観点から、特許異議申立制度を4月から開始いたしましたところでございます。

次に移っていただきまして、意匠でございます。

ハーグ協定に加盟させていただきまして、無事、発効となりました。昨年5月から受付を開始しておりますけれども、一つの出願で、多数の国への出願の効果が得られるということございまして、企業のグローバル活動を支援することになるかと思っておるところでございます。

さらに二つ目の三角でございますが、画像意匠につきまして、公報検索支援ツールの提供でございますとか、基準改訂案をとりまとめました。これにつきましても、後ほど御説明申し上げます。

4. 商標でございます。音ですとか色など、新しいタイプの商標につきまして、4月より受付を開始しております。現在1,150件の出願、登録は40件というふうになってございます。

基準につきましては、現在、改訂案をとりまとめ、パブリックコメント中でございます。後ほどまた更に御紹介申し上げます。

5. 情報関連、特許情報の普及・活用に向けた取組でございます。これまでI P D Lといたしまして、特許情報の検索環境をインターネットで提供してまいりました。それを更にユーザーインターフェイスでありますとか、内容を向上いたしまして、J-PlatPatとして全面刷新し、昨年3月から提供させていただいております。

さらにシンガポールなど外国特許情報を提供するものとして、FOPISERというものも、8月から提供を開始してございます。

さらに情報普及活用小委員会を設置いたしまして、特許情報の普及でございますとか、活用施策の在り方につきまして、現在、議論を進めているところでございます。

6. 営業秘密でございます。これにつきましては、先ほど御説明させていただきましたとおりですので、割愛させていただきます。

7. 職務発明、8. 特許料金、9. 特許法条約等につきましても同様でございますので、割愛させていただきます。

それでは右上に上がっていただきまして、大きな束としてⅡ. 地域中小企業等への知財支援でございます。私ども地域中小企業等の多様なニーズに応じた幅広い支援を実施しておるところでございます。

まず一つ目でございますけれども、知財総合支援窓口の機能強化でございます。知財総合支援窓口に、知財の専門家、弁理士であるとか弁護士を週に1回以上配置することによって、より高度な相談を受けられる体制を構築しているところでございます。

さらに先ほど職務発明規程についてもお話がございましたが、やはり中小を中心としてまだまだ職務発明規程の整備ができてございません。そういった観点から、専門家を置くことによって、支援体制を整備しているところでございます。

2. 海外展開支援でございます。中小企業も海外へ出て行かざるを得ない状況がございます。そういった観点から、外国出願に要する費用の補助でございますとか、更に海外知的財産プロデューサーといった人的な支援を実施しているところでございます。

3. 知財金融の促進でございます。知財を評価して融資を受けたいという要望があるわけでございますけれども、知財自体をどう評価していいか分からない。さらには金融機関自体も二の足を踏んでいるという実態があろうかと思えます。

そういった観点から、知財ビジネス評価書の作成支援でございますとか、金融機関向けのマニュアルを作成しているところでございます。

さらに、ここにシンポジウムとございますけれども、先月末に大宮の方で開催させていただきました。こういった取組を通じて、金融機関の融資を促進する取組を実施しているところでございます。

4. 技術文献等の調査支援でございます。J-PlatPatという形で、検索環境の提供をしておりますけれども、中小企業が自ら検索するというのは、まだまだハードルが高うご

ざいます。そういった観点から、研究開発、出願、審査請求、それぞれそういった各段階におけますニーズに応じた包括的な支援を開始しておるところでございます。

5. 巡回特許庁の実施でございます。昨年7月でございますけれども、巡回特許庁を大阪で開催いたしました。2月に沖縄、更に今後、愛知で予定しているところでございます。

この巡回特許庁におきましては、出張面接でございますとか、知財に関する個別相談対応等を同時に実施しておるところでございます。こういった取組を通じながら、各地域、地方についてもリーチしていきたいというところでございます。

右下、Ⅲ. 最後の束でございますけれども、知財システムの国際化の推進でございます。まず一つ目でございますけれども、日本の強みを活かした知財環境の調和の推進でございます。

ここにございますとおり、主要五庁の枠組みでございますとか、先進国グループの会合を通じまして、制度運用のルール形成を推進しておるところでございます。

また、意匠につきましては、五庁会合を2015年12月に開催してございます。更に6月には、日中審判専門家会合を初めて開催したところでございます。

2. 世界最速最高品質の審査結果の発信でございます。

まずP P H関連でございますけれども、参加国の拡大でございますとか、運用の改善を進めているところでございます。

さらにP C Tにおきましては、国際調査・予備審査の管轄を拡大し、特に米国で受理されましたP C T出願の調査を開始したところでございます。

さらに米国とは、日米に出願されている同じ出願につきまして、情報交換しながら、同時に審査を行う協働調査を8月に実施したところでございます。

こういった取組を通じまして、審査の質の向上を推進していきたいというところがございます。

さらに2. の最後でございますけれども、グローバルドシエでございます。これは我が庁の審査経過を外国庁へ提供するものでございますが、日本でどのような先行文献が引かれ、さらに拒絶理由はどういうふうにかかれ、最終的にどういったクレームで許されているかというのを、外国庁が知ることが可能となります。

これによりまして、日本で権利をとれば、外国庁におきましても同様の審査が行われ、早期に権利の取得が可能となることを目指しておるところでございます。

最後、3. 日本の知財システム浸透による知財環境の底上げでございます。これは、日

本の審査官を海外庁に派遣したり、諸外国から審査官を受け入れること等によりまして、我が国の審査手法と、我が国の制度・運用の浸透を、新興国を中心として図っていこうというものでございます。

例えばシンガポールにおきましては、上級審査官として特許審査官を3年間、長期に派遣するといった取組を進めているところでございます。

こういった取組を通じまして、日本企業のグローバル展開を、さらに海外においても支援していきたいというところでございます。

以上、駆け足となりましたが、資料4-1に基づきまして、この1年間の取組の成果を御紹介させていただきました。

引き続きまして、資料4-2に基づきまして、個別に御紹介申し上げたいと思います。

私の方からは以上です。

○仁科総務課企画調査官 総務課企画調査官の仁科でございます。

引き続きまして資料4-2に基づきまして、御説明させていただきます。

資料の右下の方にスライド番号がございます。

1枚めくっていただきまして、スライド1でございますが、目次を掲載してございます。私の方からは、このI-1の審査の品質管理の取組につきまして、御説明させていただきます。

スライド3までお進み下さい。

スライド3の冒頭に記載の、事業や研究開発のグローバル化に伴いまして、制度ユーザーの皆様の権利取得の予見性を高めまして、また更に取得後の権利も有効に活用していただくために、「審査の質の維持・向上」というものが必要となっております。

このような状況を受けまして、特許庁では、「強く・広く・役に立つ権利の設定」などをうたいました「品質ポリシー」を定めまして、公表の上、これに基づく審査を行うための品質管理システムを構築してまいりました。

このスライドの下の方にも書いてございますとおり、審査の質の向上に関する取組につきましては、我が国のみならず、海外の特許庁においても行われておりまして、いわば品質競争といったような様相を呈している状況でございます。

次、スライド4に移っていただきたいと思います。

特許庁では、世界最高品質の審査を実現するという観点から、特許、意匠、商標、横断的に様々な取組を行っております。スライド4では、その一部を御紹介させていただきます。

す。

まず左上に記載のとおり、特許では、外国特許文献調査の充実を行うとともに、その下の意匠では国際意匠登録出願、商標では新しいタイプの商標出願の審査を適切に行うための体制を整えております。

また、中央に記載のとおり、特許、意匠、商標ともに、審査基準の改訂を行いますとともに、事業戦略まとめ審査ですとか、あるいは出願人・代理人の皆様との意見交換の機会の拡充を図っております。

更に右上に記載のとおり、適切な審査結果を導くための審査官同士による意見交換を行ったりですとか、あるいは全ての審査案件を対象としまして、管理職職員による品質チェックを行ったりしております。

審査の質の向上のためには、質の把握というのも非常に重要でございますので、このスライドの下の方に記載しましたとおり、特許、意匠、商標の合計で110名を超える品質管理官を任命しまして、品質監査を行ったりですとか、あるいはユーザーの皆様の評価をお聞きするというような調査を行ったりしているところでございます。

スライドをめくっていただけますでしょうか。

スライド5に移りまして、スライド5では、特許庁の品質管理システムの全体像を御紹介させていただいております。

このスライドの上の方にも記載させていただいておりますとおり、この品質管理システムの整備・実施に関しましては、長官及び特許技監がその責任を負っているところでございます。

またスライドの中央部に記載しましたように、委員の皆様は資料ですとピンク色になっておりますが、実体審査を行う審査部門と、緑色で記載しております品質管理施策の企画・立案を行う部門、また水色で記載してございます質の把握・分析を行う部門が、相互に緊張関係を有しながら連携することで、品質管理を行っております。

またスライドの下の方に記載してございますが、こちらの知的財産分科会の下部組織としまして、昨年度、審査品質管理小委員会を設置しております。庁内の品質管理の取組につきまして、この小委員会より、客観的なお立場から評価・助言をいただくような仕組みになっております。

次に、スライドをめくっていただきまして、スライド6でございます。

このスライド6では、特許庁の内部の品質管理の取組と、審査品質管理小委員会との関

係を表しております。

上の方に書いてございますとおり、特許庁ではその内部で、自らP D C Aサイクルを回しまして、審査の質の継続的な改善を行っているところでございます。

また一方、下の方に書いてございます審査品質管理小委員会では、審査部における品質管理の実施状況ですとか、実施体制に対しまして、評価や改善提言を行っていただきまして、これを特許庁のP D C Aサイクルの中に取り込むというような仕組みを構築してございます。

昨年度の評価の結果ですとか改善の提言につきましては、このスライドの下の方に記載してございますとおり、審査品質管理小委員会の報告書としてまとめられまして、昨年4月に公表されているところでございます。

また、今年度の取組につきましては、昨年12月に、この小委員会から中間評価、あるいは中間の改善提言というものをいただいております。またこの3月には、年度を通じましての評価ですとか改善提言をいただく予定でございます。

次、スライド7に移っていただけますでしょうか。

スライド7は、審査の質に関するユーザーの皆様によります評価の結果の一部を掲載させていただいております。

国内出願における質全般の調査結果を掲載しておりますが、昨年の調査結果と比較は可能となっております特許につきましては、このスライドに記載しましたとおり、5段階評価の4以上の評価の割合が、過半数を超えるような結果になっておりまして、審査の質の向上に向けた取組の効果が、一定程度見え始めているものと認識しております。

冒頭に申し上げましたとおり、各国特許庁が品質競争にしのぎを削っている状況でございます。日本国特許庁としましても、この競争に打ち勝つべく、これまで整備してまいりました品質管理システムを活用しまして、技術の変化ですとか、あるいは商取引の変化に合わせました世界最高品質の審査の実現に向けた取組を、今後も推進してまいりたいと思っております。

また同時に、質の高い審査結果を海外にも発信することを通じまして、我が国企業のグローバルな活動の支援をしてまいりたいと思っております。

私の方からは以上でございます。

○田村審査基準室長 次に、審査基準室の田村から、特許・実用新案審査基準等に関する取組を紹介させていただきます。

9 ページをご覧ください。

「特許・実用新案審査基準」及び「特許・実用新案審査ハンドブック」を全面的に改訂し、昨年10月より運用を開始しました。これらの改訂は、本知的財産分科会に設けられました特許制度小委員会の審査基準専門委員会ワーキンググループの第1回から第6回の御審議の内容に従って行いました。

また昨年10月に「PCT国際調査及び予備審査ハンドブック」を新たに策定・公表し、運用を開始しました。これらは全て英文でも公表し、国際的に発信しています。

審査基準等については、二つ目の四角囲みにありますとおり、基本的な考え方や審査官の判断手法を明確な論理構成で説明しました。

審査ハンドブックには、特許が認められる例と認められない例のバランスを考慮しながら事例372件、裁判例193件を掲載し、審査基準の考え方を深く理解できるようにしました。

また、図表を活用するとともに、一文を短文化して、簡潔かつ明瞭な記載としました。

改訂及び策定の結果、審査基準等の考え方が、より分かりやすくなり、また特許が認められる例を充実させたことなどにより、国内外の制度ユーザーにとって権利取得の予見性が高まることが期待されます。

また審査官の判断手法等の透明性が向上することにより、国際的にも我が国の審査結果への信頼感が醸成され、審査基準等の考え方が他国にも採用されるグローバルスタンダードとなれば、国内の制度ユーザーの方々の他国での権利取得も行いやすくなることが期待されます。

10ページをご覧ください。

昨年の6月5日にプロダクト・バイ・プロセス・クレーム、いわゆるPBPクレームについて最高裁判決が下されました。判決では、「物の発明について、請求項にその物の製造方法が記載されている場合に発明が明確であるというためには、出願時において当該物をその構造または特性により直接特定することが不可能であるか、またはおよそ実際的でないという事情、いわゆる不可能・非实际的事情が存在するときに限られる」旨、判示されました。

この最高裁判決を受けまして、第6回の審査基準専門委員会ワーキンググループで御審議いただいた内容に従って、昨年7月6日に、PBPクレームの発明の明確性に関する当面の弊庁の取扱いを公表しました。また、先ほど述べました改訂審査基準、改訂審査ハンドブックにも当該取扱いの内容を反映しました。

P B Pクレームの明確性についての審査は、次のページ、11ページのフローのとおりに行っております。11ページをご覧ください。

一番上のブルーの四角囲みにおきまして、物の発明について「その物の製造方法が記載されている場合」に該当するか否かを検討し、「製造方法が記載されている場合」に該当しなければ、右側に進み、拒絶理由はありません。右上に挙げております「樹脂組成物を硬化した物」などは、単に状態を示すことにより構造または特定しているものにすぎず、P B Pクレームではないものとして判断することを審査ハンドブックに例示し、明確化しています。

P B Pクレームに該当すると判断された場合には、二つ目のブルーの四角囲みの判断に進み、その出願時において、「その物を構造または特性により直接特定することが不可能、またはおよそ実地的でない」という「不可能・非実的事実」が存在するか否かを判断します。

事情が存在すると判断されれば右側に進み、拒絶理由はありません。事情が存在しないと判断された場合には、明確性要件違反の拒絶理由が通知されますが、出願人の方が黄色の四角囲みの部分に進み、クレームの補正、若しくはクレームを補正することなく、「不可能・非実的事実」が存在することを意見書等において主張・立証することにより、拒絶理由が解消される旨を表しております。

10ページにお戻りください。

P B Pクレームについては、第6回の審査基準専門委員会ワーキンググループにおいて、その判断に資する事例を、今後、審査ハンドブックにおいて充実させていくこととされました。

「不可能・非実的事実」については、どの程度、どのように不可能・非実的事実を主張・立証すればよいのでしょうか、といった御質問をいただきました。そこで昨年11月25日に不可能・非実的事実の存在が認められ得る主張・立証の参考例を公表しました。

また先ほど「樹脂組成物を硬化した物」などはP B Pクレームに該当しない旨を説明させていただきました。そのようなP B Pクレームに該当しない例の充実化についても御要望をいただきましたので、本年1月27日に、P B Pクレームに該当しない例を39例、新たに追加し、公表しました。

これらの情報は弊庁ホームページに一元化して掲載しております。

今後もP B Pクレームの取扱いについては引き続き検討を行い、本年4月上旬を目途に

改訂審査ハンドブックを公表させていただきます。

12ページをご覧ください。

昨年11月17日に、医薬品等の特許権の存続期間延長登録出願についての弊庁の審査基準の考え方を否定する最高裁判決が下されました。

二つ目の四角囲みの部分をご覧ください。

最高裁判決では、「本件処分と先行処分がされている場合において、特許発明の種類や対象に照らし、医薬品としての実質的同一性に直接関わることとなる審査事項について両処分を比較した結果、先行処分の対象となった医薬品の製造販売が、本件処分の対象となった医薬品の製造販売を包含すると認められるときは、特許発明の実施に本件処分を受けることが必要であったと認められない。」と判示されました。

具体的な事件では、医薬品の先行処分と本件処分を比較し、赤字の「用法・用量」の部分が異なることに基づき、先行処分の対象となった医薬品の製造販売が、本件処分の対象となった医薬品の製造販売を包含するとは認められず、期間の延長を認めるべきである旨の判決が下されました。

現行審査基準では、特許発明に「用法・用量」に係る記載がない場合には、処分における用法・用量の相違が考慮されず、延長は認められなかったところ、最高裁判決では、延長を認めるべきであると判断されました。

この判決を受けて、第8回及び第9回の審査基準専門委員会ワーキンググループにおいて御審議いただいた内容に沿った審査基準の改訂作業を進めています。

審査基準の改訂案では、最高裁判決の判示に沿った判断を行うことを明確にしております。今後、改訂案に対するパブリックコメントを踏まえ、速やかに改訂審査基準を公表させていただきます。

13ページをご覧ください。

食品の機能性に関する研究開発が盛んに行われていることなどを受け、食品の用途発明に関する審査基準について、第7回及び第8回審査基準専門委員会ワーキンググループにおいて御審議いただきました。

二つ目の四角囲みの部分をご覧ください。

現行審査基準では、「食品分野の技術常識を考慮すると、公知の食品の新たな属性を発見したとしても、通常、公知の食品と区別できるような新たな用途を提供することはない」としています。

そのため、現行審査基準では、公知の食品の新たな属性を発見したとしても、用途限定を付した食品の請求項の新規性が否定されて、特許保護を受けることはできません。

審査基準専門委員会ワーキンググループにおける御審議の結果、食品に関する発明の請求項に用途限定がある場合にも、他の技術分野と同様に、用途限定が請求項に係る発明を特定するための意味を有するものとして認定することとなりました。

現在、この審議結果に従った審査基準の改訂作業を進めています。今後、改訂案に対するパブリックコメントを踏まえ、速やかに改訂審査基準を公表させていただきます。

○山田意匠課長 それでは、意匠に関する1年の取組を御報告申し上げます。意匠課長の山田でございます。よろしくお願いいたします。

15ページをご覧ください。

この15ページのところでは、長きにわたりまして、御議論をしてきていただきました画像を含む意匠の保護に関する取組について、まとめさせていただきました。

15ページ目の右側の枠囲いのところに、画像を含む意匠の保護に関する具体的な取組といたしまして、昨年の分科会以降、審査基準ワーキンググループにおきまして、画像を含む意匠についての審査基準の案をとりまとめさせていただきました。

昨年暮れになりますけれども、12月18日に意匠制度小委員会、こちらの方に報告を差し上げまして、その後、パブリックコメントを経ております。特に問題はなく、パブリックコメントの意見をいただきましたけれども、問題なく審査基準をお認めいただいております。

この改訂意匠審査基準をとりまとめたことをもちまして、今、全国各地、11か所、14回にわたりまして、この画像デザインに関するところの説明会、あわせて、このハーグ協定、ジュネーブ改正協定の運用に関するところの説明会を差し上げているところでございます。

要点だけ申し上げますと、今度は左の枠囲いの下の方をご覧くださいと思います。

改訂された審査基準の内容といたしましては、現行法制下のもとにおきます物品にあらかじめ記録された画像であること、これを要件としておりましたが、これを緩和させていただきます。物品に事後的に記録された画像についても「意匠」を構成するものと認めまして、意匠登録の対象といたします。

これは4月1日から運用を開始する所存でございます。

具体的な事例につきましては、説明会等で幾つか出させていただきますので、こちらをご覧になっていただければと思います。

意匠に関しては、以上でございます。

○青木商標課長 続きます、商標について申し上げます。商標課長の青木でございます。よろしく申し上げます。

17ページをご覧いただければと存じます。一つ目は新しいタイプの商標でございます。

新しいタイプの商標につきましては、商標制度小委員会において熱心な御審議、それから報告書のとりまとめをいただきまして、平成26年の商標法改正で成立いたしました。

そして27年4月から出願の受付を開始してございますが、ここの真ん中の表にありますように、出願件数にして2015年、昨年末現在ですが、出願件数1,150件、そして登録件数は40件に及んでおります。

この件数、出願件数が多いか少ないかということにつきましては、一番下の棒グラフをご覧いただければと存じますが、例えばアメリカ、ヨーロッパ、これは日本よりもずっと前に制度を導入してございますが、過去の調査に基づきますと、アメリカやヨーロッパが何十年かけて重ねた出願件数に及ぶ件数が、日本では半年ぐらいで出願されたというふうに見ております。

これは、日本のユーザーの皆様、新商標に対する関心の高さ、あるいは商標の保護に対する意識の高さを示す一つの例かと見ております。

次のページをご覧ください。次は、もう一つのトピックであります商標審査基準の全面改訂でございます。

商標の方でも、審査の予見可能性や審査の一貫性を向上させるため、国内外のユーザーにとって明確かつ分かりやすい基準を作るということで、商標審査基準全体の見直しを2015年度及び2016年度の2年間でやっております。

これは、商標小委員会の下に商標審査基準ワーキンググループを設けまして、審議をいただいております。どのような内容についてやっているかといいますと、その下の表でございますが、2015年度、ここは商標の識別力についての審査基準の検討を行っております。

2015年度は既に5回、ワーキングを開催いたしまして、現在その改訂案についてパブリックコメントに付しまして、その御意見を踏まえて、改訂案の決定を近々する予定でございます。改訂された基準は、今年の4月から施行する予定でございます。

次年度はその残された、また大きな課題であります公益的理由・私益的理由、特に商標

の類似、そういったものについての審査基準、それから著名な人名等著名性に関する審査基準、こういったものを中心に改訂の御議論をしていただく予定でございます。

以上です。

○松下普及支援課長 続きます、地域中小企業支援を担当しております普及支援課から、まず20ページに基づいて御説明させていただきたいと思っております。

前回の知財分科会以降、20ページの真ん中にありますけれども、総理が石川県、福井県を訪問されたときに、中小企業の知財戦略強化を進めるべきという指示がございました。

それを受けまして、下の方に書いてございますような様々な政府決定の中で、地域中小企業の知財面からの支援というのが求められているところでございます。

21ページ目、22ページ目に、実際にこの指示を受けて特許庁がどういう方向で支援を考えているかというところを御紹介させていただいております。

五つの柱ということで書かせていただいておりますが、21ページ目はどちらかというと、地域という切り口から見たもので、先ほどの1.の知財総合支援窓口については、昨年末現在で13万件くらいの相談があり、前年と比べますと、17%程度伸びております。

また、弁理士さん、弁護士さんなんかについても3割ぐらい活用が増えており、支援の質・量とも増えているのではないかと考えております。今後、中小企業にとどまらず、中堅企業などへの支援というものも、来年度からINPITを中核として考えていきたいと思っております。

また2.にありますような(1)やる気のある地域への支援ということで、補助金を今年度から創設しましたり、(2)としては、金融機関との連携を深めるために、知財ビジネス評価書というものを金融機関に提供する支援、これは26年度、20金融機関ぐらいでしたけれども、今年度は約3倍に伸びているところでございます。

更に3.としては、橋渡し人材を地域に配置するといったようなところを、来年度拡充していきたいと思っております。

また22ページ目、4.がTPPでも注目を浴びております、海外面での支援というところを書かせていただいております。

来年度考えている新しいところでございますと、(4)にありますように、地域団体商標を事業としても成功させる、活用させるための支援というものを強化していきたいと思っております。

また(5)にありますけれども、模倣品対策のみならず、③にありますような、いわゆる

る海外での冒認商標の取消し費用というものについても、費用面からの支援というのを開始できればと思っているところでございます。

また（６）これは日本商工会議所さんなんかと調整させていただいておりますけれども、中小企業が海外で係争に巻き込まれた場合の係争費用を補助する保険というものの創設に向けて、今、調整させていただいております。

また５本目の柱は、先ほどから再三出ておりますけれども、職務発明制度についても普及と支援を両輪で実施していきたいと思っております。

23から26ページにつきましては、正に業種でありますとか、地域団体商標でありますとか、海外という、そういう切り口から、より詳細に施策を紹介させていただいておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

このような中小企業への支援を通じまして、地域の発展等に貢献していきたいというふうに考えております。

私からは以上です。

○野仲国際政策課長 引き続きまして、知財システムの国際化の推進について御説明申し上げます。国際政策課、野仲でございます。よろしくお願いたします。

28ページをご覧ください。

まず特許庁といたしましては、産業財産権制度を通じて日本の産業を発展させるという目的のために、国際面から見ますと、日本を含め、あらゆる国で知的財産権を円滑、かつ予見性を高く取得し、活用できる環境、いわゆるグローバルな知的財産環境というものを構築するための取組を進めております。

この基本的な考え方ですけれども、28ページの下の方でございますように、これまで進めてきた世界最速最高品質の審査体制を構築するという、この目的に向けた長年の取組による知見を活かしまして、その特許庁の強みを最大限活用し、海外知財庁との協力をしながら、最終的に、日本企業が知財を活用しやすい、グローバルな知財環境を構築したいと考えております。

この過程におきましては、ユーザーの皆様からのフィードバックもしっかり受けまして、これをグローバルな特許庁としての取組の精査に活かし、世界最速最高品質の審査体制を更に良いものにしていくという正のフィードバックをかけるという形で、取組を進めていきたいと考えてございます。

その具体的な取組ですが、29ページにまいります。三つの大きな柱がございます。

一つ目が、日本の強みを活かした知財環境の調和の推進、二つ目が世界最速最高品質の審査結果の発信、3番目が日本の知財システムの浸透を通じた知財環境の底上げでございます。

こちらにつきましては、次のスライドの成果のところと重なりますので、次のスライドをご覧ください。

30ページにまいりまして、一つ目の柱、日本の強みを活かした知財環境の調和の推進でございます。こちらの方は主に先進国との取組になります。

こちらについては、特許ではIP5、商標ではTM5という枠組みがございますけれども、新たに意匠についてもID5というものを作りまして、それぞれの法域においてきちんとそれぞれの連携を進めていくというかたちで、更に取り組を進めております。

それから新しい分野として、審判につきましては日中審判専門家会合の第1回を開催したところでございます。

2番目の柱、世界最速最高品質の審査結果の発信というところでございます。これにつきましては、これまでもやってまいりましたPPHのさらなる拡大、あるいはISA管轄国の拡大、こちらについてはアメリカと管轄を結んだということが非常に大きなところでございます。それから日米の協働調査も開始しております。

3番目、こちらは主にASEAN等の新興国、途上国との協力になりますけれども、日本の知財システムの浸透を通じた知財環境の底上げということでございます。こちらについては、詳細は省略しますが、多くの人を招き、またあるいは審査官等を派遣する等して、人的な貢献もきちっと進めているという状況でございます。

最後に参考としておつけしましたけれども、これらの取組を進めていくに当たって、特許庁では世界中に専門家を配置しております。こちら、ジェトロの例でございますけれども、このような形で各国に人を配置し、昨年につきましては、新たに赤いところでございますが、シンガポール、それからUAE、ドバイですけれども、こちらの方に、新たに専門家を追加で派遣する等して、特許庁の情報収集、あるいは現地での企業の皆様のサポートということに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大淵分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして御質問がありましたら、お願いいたします。

ご覧のとおり、もう時間が非常に押しておりますので、1人当たり一、二分で手短にお

願いでできればと思います。

では亀井様、お願いします。

○御供委員代理（亀井氏） ありがとうございます。

非常にいろいろな施策をとっていただいている、頭が下がる思いでございます。これからも引き続きお願いしたいという点。

それから、二つだけ御質問とお願いをさせていただきます。

一つは職務発明制度でございまして、数年来の課題をきっちりと解決していただきまして、大変有り難く思っております。

法の施行が迫る中で、地方企業あるいは中小企業と申し上げていいか分かりませんが、この問題自体、余りよく御理解でない企業が多数あるかと思えます。今、伺っていただいて、窓口を設置されて支援体制を強化されているということは非常にいいことだと思うのですが、まだ制度をよく知らない人は、多分窓口にも来ないのではないかという気もします。窓口機能強化ということで、普及に向けての方法であるとか、予算措置であるとかということは、何かお考えあれば教えていただきたいというのが1点目です。

それから2点目は、知財環境の整備ということで、今、いろいろ課題に取り組まれているわけですが、その土俵作りという意味では、やはり経済連携協定にどう取り組まれるかというのは、非常に大事なのではないかと思います。

特にTPPはどちらかというと、アメリカが描いた土俵に乗るという形ではなかったかと思えますので、我が国が主体的にEPA、FTAに取り組む中の、特に知財章というのがございますので、そういった情報もここの分科会で少し御披露いただけるといいのではないかというふうに思いました。

以上です。

○春田委員 連合の春田でございます。

まずは、職務発明のガイドライン、それから営業秘密保護のハンドブック、この策定につきまして、座長、それから事務局の皆様の御尽力に感謝申し上げたいと思っております。

先ほど来、企業への周知徹底という話も出ておりましたけれども、我々としまして、従業員にも営業秘密の理解、認識向上を図ればというふうに思っておりますので、その辺の支援ももしありましたら、御協力の方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、質問が1点ございます。

我々、連合としまして、中小企業の底上げ、底支えということで活動を進めてまいっ

ております。今回、今、話がありました中小企業の海外支援の展開に関してでございます。

資料の26ページに事業展開ということで、それぞれ支援の内容が書かれてございます。右側の方には海外知財訴訟保険ということで、知財侵害に与えられるリスクへの対策ということで書かれているということ。

それから、左側の方にも、②で防衛型侵害対策ということで、これも同じような内容かというふうに思うのですが、知財侵害で訴える場合の弁護士への相談、訴訟準備・訴訟に係る費用の支援となっています。少し重複感を感じるころでもありまして、中小企業の皆さんからすると、どういった支援があるのかというのを、もう少し分かりやすく説明なり簡素化を図っていただければ有り難いなというふうに思っているところがあります。

ただ、私も、今こうやって質問しておりますけれども、海外知財訴訟保険の内容だとか、それから防衛型侵害対策の内容が分かっていない部分もございますので、もしその辺の重複感も御説明いただくと有り難いと思います。よろしく願いいたします。

○大淵分科会長 それでは高山委員、中鉢委員の順番でお願いします。

○高山委員 実務に全く携わっていないので、大変初歩的な質問になってしまって申し訳ありません。

先ほど新商標の件数が大変多くなっているという御紹介があったのですが、特許の出願件数とかは近年どのように推移しているのでしょうか。何かボトルネックになると思われる事情があるようでしたら、それが何であるかをお聞かせください。

○中鉢委員 細かいことかもしれませんが、T P P協定を担保するための特許法改正について、担保するためのという形容詞がついているのですが、T P Pの動向如何によって実施するのかもしれないのか、ということではないという印象を私はもちろん持っているわけですが、中には最近のトピックスで紹介されたように、日本における権利化が諸外国に比べて劣後していた事実もありますので、これについてはT P Pの動向如何にかかわらず、法整備を遺漏なき万端整えていただきたいと思っております。

以上でございます。

○大淵分科会長 久貝委員、お願いします。

○久貝委員 ありがとうございます。

今の御説明の中で、中小企業あるいは地域への知財の普及に関するいろいろな取組、御支援を御紹介いただきました。大変盛りだくさんなものが入っておりますし、大変有り難いことだと思っております。

私ども全国で514ほど商工会議所がございますし、これを是非PRさせていただきたいと思っております。

それから保険のお話もありましたけれども、これも是非私どもも協力いたしまして、これが普及するように努力したいと思っております。

知財の活用、中小企業の活用の関係につきまして、まだまだ意識が低いという御指摘もございました。そのとおりだと思いますけれども、他方におきまして、もちろんこのように特許庁の方で、非常に大変な尽力をいただいておりますけれども、特許は権利でございますので、最終的にはやはり裁判で侵害から守ってもらえるという、そういうことが重要なわけでありまして、いろいろなところで、日経新聞等でも出ておりますけれども、やはり中小企業が知財侵害で裁判をした場合に、なかなか勝てないというか勝訴率が低いというようなこと、あるいはその理由として、なかなか侵害の立証が難しいというようなことが、指摘がございました。

これはもう特許庁の問題か、あるいは裁判所の問題かという、どちらかという司法の問題だとは思いますが、そのあたりがやはり少し改善されないと、知財を持っていてよかった、特許を持っていてよかったという、そういう実感がなかなか出ないということもございますので、是非そのあたりは今後の課題ということでお願いしたいと思いません。

それから地方の関係におきましては、地域団体商標の制度を拡充していただきまして、大変有り難いのですが、昨年の春以降で、地理的表示というのが農水省で出ておきまして、もちろんこの両方の、それぞれのメリットがあると思うのですが、地方に行きますと、どうしたらいいのだろうかという声も結構出ておきまして、もちろん両方であればいいのではないかとこのものもあるのですが、それぞれのメリット、あるいはその使い方等御指導いただければ、大変有り難いというふうに思います。

それからあと、全体の話としては、私どもは、経営者、中小企業、あるいは大企業の経営者の集まりでございまして、若干、その経営者の中の、経営の中での知財の位置づけというのが、最近余り議論が出ておりませんで、毎月一回、常任委員会とか、正副会頭会議とか、日商とか東商でやっておりますけれども、少しこの議論が、知財の経営における重要性とか、そういうものがなかなか出ておりません。

ここでは専門的な皆様の御意見が出ていて大変勉強になるのですが、経営者の中、経営の中における知財というものを、是非今後の課題として取り上げていただきたいと思います。

います。

以上です。

○伊丹委員 伊丹です。1点だけお願いします。

今、世界最高速度・最高品質の審査の体制ということで、まさしくそのような形になっており、PPHを利用して非常に海外展開するときにはいいのですけれども、ただ一方で、余りにもこの審査が早過ぎまして、特許になっていくタイミングと、実際の製品化のタイミングがずれるという場合もあります。

そのような場合、実際にその製品化が遅れて、特許が製品の保護範囲に入っていないという場合も生じます。

その場合、現在ですと、訂正審判とか、非常に限られた範囲しかできませんので、実際その権利をうまく行使することができないという問題が生じていると思いますので、そこも含めまして、場合によっては、きちっと製品化のタイミングと、特許化のタイミングが合わせられるような、そういうオプションみたいなものもあっていいのではないかと思います。これは長期的な課題になるとは思いますが、是非御検討いただきたいと思えます。

以上です。

○釘宮委員 釘宮でございます。

消費者問題の観点から申し述べたいと思います。

消費者関連では、高齢化の問題が非常に数多く起きておりまして、知的財産の活用によって、それらの問題の解決に寄与していただきたいということを期待しております。

例えば、福祉用具の開発であるとか、あるいは高齢者見守りのための器具の開発であるとか、そういったものに是非つなげていただきたいということでございます。

あと食の問題ですが、これは非常に消費者にとって最も関心の高い分野となっております。今般の審査基準改訂によりまして、食品の用途発明にも新規性を認めるというようなことで伺いました。

この件について既に消費者庁とも確認をとりながら、改訂を進めていらっしゃるというふうに伺っているのですが、是非消費者に誤認を与えないように、周知を図っていただくとともに、厳正な審査をお願いしたいと思います。

そして最後ですが、職務発明ガイドラインの件ですが、この問題につきましては、企業とそれから従業員との間にコミュニケーションミスによる争いが起きないようにするとい

うことが、今回の改正において、最も配慮を要する点ではないかというふうに考えております。

「CSはESから」という言葉があるのですが、是非、従業員満足を実現することによって、消費者に対してよりよい製品、そういったものを生み出していただきたいと思います。

以上でございます。

○飯田委員 グローバルな知的財産環境について、予見性を高く権利取得するという点に関しては、特許庁の様々な調査や取組であるとか、また弁護士会・弁理士会の取組によって、ある程度強化できると思います。しかし、活用に関しては、使われてこその特許なので、活用を促進するための施策についてはやや不足しているのではないかという印象を持っています。次年度以降の充実を願っております。

○林委員 時間のないところすみません。3点だけ申し上げさせていただきます。

資料4-1の1年間の取組成果というのを拝見しますと、行政庁の中で特許庁はすごくよく働いてきたのだなということが、実感されるのではないかと思います。

この中で2. 地域中小企業等の知財支援の1. の知財総合支援窓口の機能強化ですが、御紹介ありましたように、弁護士も窓口配置させていただいておりまして、ただこれは現在ほとんど月1回、せいぜい月2回のところを増やしていただいたという程度でございます。

営業秘密や職務発明の制度を具体化するに当たりましては、特に規程類の整備とか、誓約書など契約書の観点も、今回のハンドブックの参考資料についてありますひな形のところにも1ページ、具体的に使うことが必要で、決してひな形をそのまま使ってはいけないということを書きさせていただいているところではあります。実際にはやはり弁護士に御相談いただくことが、その効果を上げる上では必要だと思いますので、是非御活用いただきたいと思います。

2点目なのですが、知財金融の促進、これ、非常に大事だと思うのですが、担保を取ってお金を貸すという形にとどまらず、知財を保有している中小企業を企業として評価して融資していただけるよう、そちらの方向で進めないかなと思っております。やはり担保にとるということは、知財の活用の点では、金融機関の担保に取られるというのは、決してベストの状態ではないと思いますので、それができないかということ、それから融資以外の投資の場面を増やしていけないかと思っております。

3点目ですが、Ⅲ. の知財システムの国際化の推進の観点で、最後の3. 日本の知財システムの浸透という点でございます。

活用について御意見が幾つかございましたが、やはり日本の知財制度を国際的にアピールしていくためには、特許庁と裁判所とが協働して、国際的にアピールしていくことが必要だと思います。

昨年の4月20日に知財高裁創立10周年ということで、伊藤長官のリーダーシップのもとに、特許庁、日弁連、弁護士知財ネット共催で、国際シンポジウムを開かせていただきました。アメリカ、ドイツ、フランス、イギリスからも知財のトップの裁判官においでいただいて、模擬裁判をすることができました。

こういった取組を是非今後も続けていただきますようお願いしたいと思います。

以上です。

○前田企画調査課長 ありがとうございます。

まず一点、私の方からは、出願の件数について高山委員の方から御指摘があったかと存じます。

それにつきまして、近年、出願件数は、ピーク時の42万件程度から10万件程度減っているかと思うのですが、やはり電機系の会社の出願減が多いかと思っております。

他方、中身を少し分析させていただきましたが、出願年単位で結果的に登録される件数について見ますと、10年前から漸増というか微増を示してございまして、結局は、特許権として成立している数は増えてございますので、そういった意味では企業の知財戦略が高度化し、出願したものは必ず権利を取る。また営業秘密として秘匿するものは秘匿するということが進んでいるのかなという観点が一点。

それから更にこの10年で見ますと、海外の出願が約1.4倍になってございます。そういったことから、全体的なコストの観点から、出願を減らしているのかなというところも、私どもとしては分析しているところでございます。

以上でございます。

○中野制度審議室長 中鉢委員から御指摘のあった点についてお答え申し上げます。

T P Pの担保と申しますのは、T P P協定で要請されている内容で国内法に関することについて、あわせて整備して、それで批准のために備える。批准のために必要になるということになりますけれども、T P Pの加盟国をご覧になってもお分かりになりますように、新興国が多くて、そこら辺の国々の知財の制度の整備がかなり遅れているというのもあり

まして、制度調和で、どちらかというところ、我が国が海外に、特に特許法と商標法に関して我が国がマレーシアとかベトナムとか、そういったところに進出するに当たって、海外での事業の展開がやりやすくするという色彩が濃いということから、このようなことになっております。

御指摘のように、T P Pの要請に限らず、足らざるところ、必要なところは条約と関係なく、どんどんやっていくというのは当然と思っておりますので、肝に銘じて推進してまいりたいと思います。

○田村審査基準室長 釘宮委員からの食品の用途発明についての御意見と御質問に対して回答させていただきます。

今回の食品の用途発明の審査基準改訂の検討に際しては、関係省庁とも連絡をとりながら進めてまいりました。

今後の周知につきましても、引き続き関係省庁と連絡を取りながら、適切に行っていききたいと思います。

食品の用途発明の審査の質に関しては、第7回の審査基準専門委員会ワーキンググループにおいて、「食品の用途発明としての新規性を認めることとしても、進歩性、記載要件等について適切な判断をしていくこととし、当該判断に関する事例を審査ハンドブックに記載するように」との審議結果となりましたので、その結果を踏まえ、審査ハンドブックの事例を充実させ、適正な審査を行っていく予定です。

○青木商標課長 久貝委員から御指摘ございました地理的表示と地域団体商標について、御説明申し上げます。

地理的表示法は、昨年の6月から出願の受付を農水省の方で開始した制度でございますが、現時点で10件の登録があると承知しております。

この地理的表示法の創設に当たっては、農水省と特許庁でしっかり協力しまして、両制度間の調整を行い、国民にとって分かりやすい制度の創設というものをしてまいりました。

そして実際には10件の登録のうちで、例えば「神戸ビーフ」とか「但馬牛」のように、地理的表示もとるし、地域団体商標も登録を持っているというものもございます。特許庁はまた農水省と協力しまして、地域団体商標と地理的表示、どういうふうに使ったらいいのか、あるいは権利を取得するとすれば、どういうケースにはどうしたらいいのか、そういったものについての説明サイトを特許庁のホームページで公開しまして、利用者の皆様の便宜に供しているところであります。

また今後も、農水省と協力しまして、地方の支援、制度の普及や紹介をしていく予定で
ございます。

○松下普及支援課長 私の方から、まず亀井様の方から御指摘いただきました職務発明に
関しての普及の予算が特別にあるのかということでございますけれども、それだけを切り
出したものはないのですけれども、説明会の予算などを活用しながら、まず皆さんの説明
会を増やしていくということが1点目。

それから2点目としましては、知財総合支援窓口であるとか、そういう人たちが、個々
の企業を訪問するといった予算がございます。そういう個別のアプローチをするという予
算など、いろいろな予算を組み合わせながら職務発明の普及を進めていきたいと思っ
ております。

それから次に春田委員の方から御質問いただきました、保険と補助金との関係でござい
ますけれども、海外の知財訴訟保険というのは、現時点におきましては、中小企業の関心
の高いアジアを対象としての保険ということで今、調整が進んでいるところでございま
す。

やはりアメリカとか欧州だとリスクがまだはかれないというところで、引き受ける保険
会社というところがまだ見つかっていないところでございます。

そういう意味からしますと、アジアはもっぱら保険で、それから補助金の場合について
は、その他の地域についての係争であれば、ほかのそちらの補助金を使っていただくとい
うところです。過渡的な状況にありますので、一部重複感があるのかなというふうに感じ
ておりますが、いずれにせよ保険の姿が明らかになりましたら、また分かりやすく普及し
ていきたいなと思っております。

それから最後に林委員からの御質問でもありました、職務発明に関して言いますと、専
門家をできるだけ使うようにということについては、職務発明に関しての相談があった場
合、専門家に回すようにという通知を、1月に各知財総合支援窓口に戻しておりますので、
今後、一層、専門家の活用が進むのかなと思っております。

また金融のところは正におっしゃるとおりで、我々も担保と取ることをターゲットとし
た、制度というよりは、むしろ知財を活用したビジネスを評価して、それを担保ではなく、
融資に結びつけられないかということをメインのアプローチとさせていただきますので、
そちらを進めたいと思います。投資については、まずは金融機関の人をいかに知財の世界
に引き込むかということも、この事業ではメインとして考えておりますので、まずは金融、
間接金融を中心にやっていければと思っております。

そのほかいろいろな方々から御指摘、御意見をいただきましたけれども、それらについては、来年度以降の施策の中に活かしていきたいと思っております。

○野仲国際政策課長 私の方から国際面に関して御回答申し上げます。

まず亀井様、それから中鉢委員の方から、T P Pですとか経済連携協定の関係の御指摘をいただきました。

現在、W I P O等のマルチの場において、なかなか先進国と途上国の対立等もあって、ルール作りが難しいという中で、T P Pのような経済連携協定の中で、よりレベルの高い制度を途上国等にきちんと均てんしていくということが非常に重要なツールになってきていると思っております。

T P Pの後にも、日 E UですとかR C E Pですとか、いろいろな経済連携協定の協議が今、続いておりますので、こういうところでも、日本の制度がきちんと展開できるように対応していきたいと考えております。

それから飯田委員と林委員の方から、国際面での活用という点についても御指摘をいただきました。

本日最後のスライドで御紹介させていただいたように、ジェトロの専門家の拡充等も行ってございまして、こちらでは現地で事業展開されている企業のサポート等進めておりますので、こういうところを是非御活用いただくとともに、施策としてもこれから更に拡充を図っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○前田企画調査課長 改めまして追加でお答えさせていただければと存じます。

久貝委員の方から、経営と知財という観点の御指摘があったかと存じます。

それにつきましては、企業経営層向けの企業コンタクトというのを実施してございまして、昨年度以来、中小企業にもその枠を広げて、種々コンタクトをしつつ、知財の重要性について経営層に向けてもインプットしているところでございます。

更に加えて、飯田委員の方から、知財は、活用されてこそというお話があったかと存じます。

私どもそのとおりだと思っておりますので、来年度以降の新規事業でございますけれども、事業プロデューサーというものを新たに作らせていただきまして、中小企業を中心とした企業の事業化、技術移転等について御支援してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから伊丹委員の方から、製品化のタイミングにおいて権利付与というお話があったかと存じます。

それにつきましては、現在の制度的に申し上げますと、分割といった形で適時適切な権利付与というのがあるかなと思ってございます。またさらには、私ども、まとめ審査という形で、企業の事業戦略に応じた適時適切な権利取得が可能となるように取り組みを実施しているところではございます。

ただ、他方、さらなる権利取得時期の拡充といった意見もあることは承知してございまして、また今後の課題とさせていただければと存じます。

私からは以上でございます。

5. 閉会

○大淵分科会長 ありがとうございます。

最後に事務局から何かございますでしょうか。

特にないということですので、それでは、以上をもちまして、産業構造審議会第7回知的財産分科会を閉会いたします。

なお本日の配付資料につきましては、机上に残しておいていただければ、後日、お送りさせていただきます。

それでは本日も皆様、長時間御審議いただきまして、どうもありがとうございました。

皆様お疲れさまでした。